

## 建設コンサルタント等業務における予定価格 及び最低制限価格の取り扱いについて

令和6年3月1日  
南島原市長

南島原市が発注する建設コンサルタント等業務の予定価格及び最低制限価格は、次のとおり取り扱うこととするのでお知らせします。

### 1. 対象

競争入札に付する建設コンサルタント等業務

### 2. 予定価格（税抜き。以下同じ）の算出

予定価格は、設計金額（税抜き）にランダム係数（甲）を乗じて算定する。

### 3. 最低制限価格（税抜き。以下同じ。）の算出

最低制限価格は、次の表の区分により算出した最低制限設計価格にランダム係数（乙）を乗じて算定する。

算出方法を次のとおり改正しました。

区 分		現行	改正
		最低制限設計価格	最低制限設計価格
建設コンサルタント等業務	全て	設計金額の75%	設計金額の80%

### 4. ランダム係数の範囲

ランダム係数の範囲を次のとおり改正しました。

区分	現行	改正
	範囲	範囲
ランダム係数（甲）	0.999～1.000 （-0.1%）	0.999～1.000 （-0.1%）
ランダム係数（乙）	0.999～1.001 （±0.1%）	1.000～1.001 （+0.1%）

なお、ランダム係数（甲）及びランダム係数（乙）は公表しない。

### 5. 数値の取り扱い

予定価格及び最低制限価格は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

### 6. 落札の決定

予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

なお、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は、失格とする。

### 7. 施行日

令和6年4月1日以降に入札執行通知する業務から適用する。